

「パートナーシップ構築宣言」 宣言文の入手方法

以下の【入手手順】で、宣言文を入手できます。

なお、登録がお済みでない場合は先に専用サイトから登録を行ってください。

※ご注意

登録後、宣言文を専用サイトから閲覧できるまでには3～4日の期間を要します。

なお、補助金等の申請に関連して登録申請が多数集中する時期には、更に数日を要する場合があります。

【入手手順】

「パートナーシップ構築宣言」専用サイトにアクセス

<https://www.biz-partnership.jp/>

The image shows a screenshot of the Biz-Partnership website. At the top, there is a navigation menu with links: 「パートナーシップ構築宣言とは」, 「宣言するメリット」, 「宣言の登録」, 「会議・イベント」, 「登録企業リスト」, 「お知らせ」, and 「FAQ・お問い合わせ」. Below the menu is a banner with a blue and green wave graphic and a photo of people shaking hands. The banner text reads: 「大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために!」. A green callout box points to the banner with the text: 「登録がお済みでない場合、登録方法を確認の上、登録を行ってください」. Below the banner is a row of five buttons: 「パートナーシップ構築宣言とは」, 「事例集」, 「登録方法」, 「登録」, and 「登録企業リスト 現在の登録数 46,528社」. A red callout box points to the 「登録企業リスト」 button with the text: 「①「登録企業リスト」をクリック」. A large blue arrow points downwards from the top of the page to the screenshot, and another large blue arrow points downwards from the bottom of the screenshot.

HOME > 登録企業リスト

登録企業リスト

登録企業を業種別、地域別で確認いただけます。
(企業名の五十音順に掲載)

現在の登録数

46,684 社

業種別登録企業リスト | 地域別登録企業リスト | 企業名で検索

企業名を入力してください

久留米運送

1件 見つかりました。

久留米運送株式会社 (福岡 / 運輸業・郵便業)

② 「企業名で検索」をクリック

③ 自社名を入力して「検索」をクリック

④ 表示された自社名をクリック
(例：久留米運送株式会社)



「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- a. 同業他社と連携した共同配送及び共同運行を推進し、業務効率化に取組みます。
- b. EDIの推進、出荷データの共有、出荷支援システムの提供により業務のIT化に取組みます。
- c. お客様及び他社と連携したモーダルシフトに取組み、環境負荷の低い輸送に取組みます。
- d. グリーン化の取組みとして、EVTラック及びFCVTラックの導入を推進します。
- e. ジョイント輸送の構築や荷卸待機時間の削減を推進し、長時間労働の改善に取組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り上り一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2023
(2024年)

久留米運送株式会社 CEO 二又 茂 明

⑤ 表示された宣言文を確認して印刷
※企業名が自社であること